

平成 30 年 12 月 17 日  
統 計 委 員 会

**統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）の一部改正に係る審議結果報告（案）  
～調査票情報の提供等に関する公表手続・事項（非諮問事項）について～**

調査票情報の提供等に関する公表手続・事項（「統計法施行規則の一部を改正する省令案」（以下「改正規則案」という。）第 12 条～第 16 条、第 20 条～第 24 条、第 28 条～第 31 条及び第 36 条～第 40 条）については、諮問事項ではないが、10 月 25 日に開催された第 127 回統計委員会において、総務省から、以下の点について見解を求められたため、以下のとおり、見解を示す。

**1 改正規則案第 13 条等で申出人（個人）の職業を公表事項とすることの適否について**

改正規則案第 13 条等で申出人（個人）の職業を公表事項とすることの適否について、これにより調査票情報の提供等の透明性が図られているかとの論点から審議し、この内容は、おおむね適當とした。ただし、答申案 2（1）で述べた、教員について組織としての裏書を必要とするとの考え方から、また、学会発表では所属・職位まで明らかにしていることから、職業だけでなく、その所属についても公表事項とするべきと考える。ただし、学術研究の発展に資する活動を行っている者で、所属が明確でない場合も想定できる（例えば、大学の名誉教授は称号であり所属を示すものではないが、当該者の学術研究に関する一定の地位を示す）ことから、以下の例のような修正を行うことが望ましい。

（修正例）

改正規則案第 13 条 法第 33 条第 2 項第 3 号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の調査票情報の提供を受けた者に関する情報であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が調査票情報の提供をすることが適當と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項

三 （略）

**2 改正規則案第 15 条等で 2 段階目の公表を「原則として 3 月以内」とすることの適否について**

改正規則案第 15 条等で 2 段階目の公表を「原則として 3 月以内」とすることの適否について、統計制度部会の委員や臨時委員は研究者の経験を有しているが、「原則」とあることも含め、研究者としての経験から無理のない期間と評価し、適當とした。